



日田市監査委員告示第 14 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 防災・危機管理課

措置の内容 : 別紙のとおり

令和2年11月26日

日田市監査委員 小ケ内 聡行

同 井上 正一郎

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【防災・危機管理課】</p> <p>○土地の賃貸借契約について</p> <p>防災・危機管理課では、防災無線の中継局設置に必要な土地について、長期継続契約にて賃貸借契約を行っている。</p> <p>土地を借りる契約は地方自治法第234条の3に定める長期継続契約ができる契約の中に含まれているが、債務負担行為を設定せず、同条項を適用させる場合は契約書上に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨を条文中に規定すべきと考えるが、確認した6件の契約にはその条文が含まれていなかった。今後は適正な事務に改められたい。</p>	<p>【防災・危機管理課】</p> <p>ご指摘のとおり、債務負担行為を設定せずに、長期継続契約として賃貸借契約を締結する際には、契約書の条文中に必要な条件を付すことが必要であったところ、認識不足によりその条件を付しておりませんでした。</p> <p>今後、同様の契約を行う場合には、遺漏のないよう事務処理の徹底を図るとともに、すでに締結している契約につきましては、相手方に丁寧な説明を行った上で、早急に契約の変更を行います。</p>